

一般競争入札による県有財産売却の流れ

大道町所在県有地(2)

①入札の公告

【公告日】令和7年6月24日(火)

- ① 入札の公告
- (ア) 入札参加申込の受付開始
- (イ) 県ホームページによる広報

②入札参加申込の受付

【受付期間】

令和7年6月24日(火)から
令和7年7月15日(火)まで

※郵送であっても期限必着

- ② 入札参加申込み
- (ア) 提出書類
 - ・「一般競争入札参加申込書」
 - ・「誓約書」
 - ・ 法人の場合は「役員等一覧」
 - ・ 共同購入の場合は「代表者選任届」
- (イ) 提出先: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部県有財産経営室
電話: 097-506-2972 メール: a11150@pref.oita.lg.jp
- (ウ) お持ちになる又は郵送(配達記録が残る方法に限る)、メールで提出してください。
ただし、メールで提出の場合は、到着確認を電話で必ず行うこと。

③入札参加資格の審査

- ③ 入札参加資格の審査
- (ア) 警察本部へ入札参加資格を照会します。

④入 札

【日時】令和7年7月31日(木) 13時30分～
〔受付: 13時20分～13時30分〕
【場所】大分県庁舎本館3階 31会議室
〔受付: 同会議室〕

- ④ 入 札
- (ア) 提出書類等
 - ・「入札書」
 - ・ 代理人が入札に参加する場合「委任状」
- (イ) 入札保証金(見積額の100分の5以上)
入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。

⑤契 約

【落札決定通知を受けた日から7日以内に契約書等提出】

- ⑤ 契 約
- (ア) 県有財産売買契約書の提出
 - ・ 落札決定通知を受けた日から7日以内に契約書及び契約に必要な収入印紙を提出してください。
- (イ) 契約保証金(契約額の100分の10以上)
 - ・ 契約書提出の際に納めていただきます。
 - ・ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できません。

⑥売買代金の支払い

【指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入】

- ⑥ 売買代金の支払い
- (ア) 売買代金
 - ・ 契約保証金を充当した差額を請求します。
- (イ) 納期限
 - ・ 指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入してください。

⑦所有権の移転登記

- ⑦ 所有権の移転登記
- (ア) 登記手続き
 - ・ 手続きは県が行います。
- (イ) 手続きに必要な費用
 - ・ 登録免許税等の費用は購入者の負担となります。